

家事支援型訪問サービス費(緩和した基準)算定構造

基本部分	
イ 家事支援型訪問サービス費	事業対象者、要支援1・2 (1回につき 232単位)
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)
ハ 介護職員処遇改善加算※	<p>(1) 介護職員処遇改善加算(I) 利用回数 1回:(1月につき +32単位) 2回:(1月につき +64単位) 3回:(1月につき +95単位) 4回:(1月につき +127単位) 5回:(1月につき +159単位)</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(II) 利用回数 1回:(1月につき +23単位) 2回:(1月につき +46単位) 3回:(1月につき +70単位) 4回:(1月につき +93単位) 5回:(1月につき +116単位)</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(III) 利用回数 1回:(1月につき +13単位) 2回:(1月につき +26単位) 3回:(1月につき +38単位) 4回:(1月につき +51単位) 5回:(1月につき +64単位)</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(IV) 利用回数 1回:(1月につき +12単位) 2回:(1月につき +23単位) 3回:(1月につき +34単位) 4回:(1月につき +46単位) 5回:(1月につき +58単位)</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(V) 利用回数 1回:(1月につき +10単位) 2回:(1月につき +21単位) 3回:(1月につき +30単位) 4回:(1月につき +41単位) 5回:(1月につき +51単位)</p>

注

事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上のサービスを行う場合

× 90/100

※ 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目